

## 那覇市社会福祉施設(障害者支援施設等)整備費補助金交付要綱

(令和元年 8 月 13 日 福祉部長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は那覇市社会福祉施設(障害者支援施設等)整備費補助金(以下「補助金」という。)の交付等に関し、那覇市補助金等交付規則(昭和 52 年 6 月 1 日規則第 34 号)に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象事業)

第 3 条 この要綱により補助の対象となる事業は、別表第 1 に定める整備区分ごとに掲げる整備内容を行う事業とする。ただし、年度毎の対象事業は別に定める施設整備方針に基づき決定されるものとする。

(交付の対象)

第 4 条 補助金は、市長が必要と認めたものであって、別表第 2 の①欄に定める那覇市内に所在する施設の種類ごとに、同表②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設にかかる施設整備事業を交付の対象とし、その整備区分は同表④欄に掲げるものとする。

2 対象施設の選定にあたっては「那覇市社会福祉法人等審査会」において審査し、承認を得ることとする。

(補助対象経費及び補助金の額の算定)

第 5 条 市長は、次に算出された補助金額を交付するものとする。なお、前年度以前から国庫補助を受けている事業(継続事業)については、国庫補助を受けた初年度の交付要綱に定める算定方法及び単価を適用する。ただし、事業ごとに算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された補助金額が補助年度の前年度予算額を上回る場合は、予算の範囲内で交付するものとする。

(1) 創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、施設ごとに次により算出するものとする。

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱(平成 17 年 10 月 5 日厚生労働省発社援第 1005003 号。以下「国庫補助金要綱」という。)の別表 1-1 又は別表 1-2 の第 3 欄に定める対象経費として支出された合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等(営利法人を除く。))の

場合は寄附金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額のいずれか少ない方の額を選定する。

イ 別表第2の第①欄に定める施設の種類(障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業等との多機能型事業所として整備する場合には、別表2①(1)ア(但し、量要介護を除く)、(2)イのいずれか一つの施設の種類)ごとに、国庫補助金要綱の別表1-1又は別表1-2の第1欄に定める種目ごとに第2欄により算出した基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額に別表第2の第⑤欄に定める市補助率を乗じた額と、イにより算出した額とを区分ごとに比較していずれか少ない方の額(以下「算定基礎額」という。)を施設ごとに合計した額を交付するものとする。

(2) (1)以外の事業については、施設ごとに次により算出するものとする。

ア 国庫補助金交付要綱別表1-4及び別表4の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額を合算した額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表2の第⑤欄に定める補助率を乗じた額を施設ごとに合計した額を交付するものとする。

(3) 施設整備費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

ア 土地の買収又は整地に要する費用

イ 職員の宿舎に要する費用

ウ その他施設整備費として適当と認められない費用

(交付の条件)

第6条 市長は、補助金交付申請者(以下「事業者」という。)に対して補助金の交付をするにあたり次の条件を付するものとする。

(1) 事業者は、補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、市長の承認を受けなければならない。

(2) 事業者は、補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。

(ア) 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)

(イ) 建物等の用途

(ウ) 入所定員又は利用定員

(3) 事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。

(4) 事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、市長はその収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

- (6) 事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 事業者は補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙6の様式により速やかに市長に報告しなければならない。
- なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- また、市長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (8) 事業者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (9) 事業者は、補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 事業者は、補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (11) 事業者は、補助金の対象経費に対して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人 JKA 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。
- (12) 事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。)第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- なお、市長の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (13) 事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、

当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- 2 市長は前項により付した条件に基づき事業者に対して承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認又は指示を受けるものとする。
- 3 事業者が第1項により付した条件に違反した場合には、この間接補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(申請手続)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに市長に申請しなければならない。

(変更申請手続)

第8条 補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、毎年度別に指示する期日までに行うものとする。

(状況報告)

第9条 事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により毎年度12月末日現在の状況を翌月10日までに市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 事業者は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(第6条第3号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は補助金の交付を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に報告しなければならない。

(特別な事情による場合)

第11条 特別な事情により第5条、第7条、第8条、第9条及び第10条に定める算定方法、手続きによることができない場合には、別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 29 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 30 年 7 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年 8 月 13 日から施行する。